

令和7年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

当適正化センターでは、一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすために東北運輸局並びに関係団体との連携を図り、貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に以下の事業を遂行いたします。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細かな指導を実施する。令和7年度については、管轄区域内に存する巡回対象営業所（国が監査を実施した又は実施する予定の営業所及び令和7年2月25日付け東北運輸局自動車交通部長通知の「令和7年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導の運用方針について」において巡回指導の実施対象から除外するとされた優良営業所を除く）の100%にあたる営業所を実施することとする。（実施計画数は下表のとおり）
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し関係法令の改正に伴う周知や規程類・帳票類の整備などの情報提供や事故防止に関する啓発活動を行う。
3. 各県バス協会と連携し一般貸切旅客自動車運送事業類似防止や輸送秩序維持を図るための啓発活動を行う。
4. 旅客から寄せられる苦情等に対応し、適切、迅速な処理に努め関係機関と連携しながら事業者指導等を行う。
5. 東北運輸局との定例会議を毎月開催し、効果的な巡回指導に向け連携の緊密化と違反事業者の早期適正化を図る。

巡回指導実施計画

	巡回実施 可能日数	合計	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島
4月	21	28	8	8	0	4	4	4
5月	20	35	8	8	4	4	4	7
6月	21	39	12	7	3	6	4	7
7月	23	41	12	7	4	6	4	8
8月	20	33	4	6	4	9	4	6
9月	20	34	8	8	6	0	4	8
10月	22	37	4	8	4	6	7	8
11月	18	32	3	6	0	10	5	8
12月	20	29	0	4	0	18	0	7
1月	19	20	0	4	0	12	0	4
2月	18	22	0	4	0	10	0	8
3月	21	4	0	0	0	4	0	0
合計	243	354	59	70	25	89	36	75

参 考

※管内事業者の営業所総数(令和7年2月1日現在)・・・461営業所

※管内事業者の車両総数(令和7年2月1日現在)・・・4,511両

※お盆期間及び年末年始の期間を含む、8月・12月・1月は巡回可能日数を少なく設定しています

※令和7年度は巡回指導員6名、委託指導員2名の8名で1年間巡回指導を実施します

※令和6年度未実施の特定の営業所（2か所）に対する再度の巡回指導を含みます

※令和7年度特定の営業所に対する法令遵守状況の確認のための再度の巡回指導営業所数は含みません